

## 新潟市●●区農業振興地域整備計画の変更理由書

## 1 農業振興地域整備計画の変更理由（法第13条第1項）

## 【経済事情の変動その他情勢の推移によるマスタープランの変更】

本市が令和5年4月に策定した、目標年次を令和12年度とする第3期「新潟市農業構想」において、農業・農村の将来像として『食と花の都～都市と田園の調和を活かした持続可能な農業の実現～』を掲げた。この将来像の実現に向けた指標のひとつである農地集積率については、第2期計画から目標数値の85%に変更はなく、目標年次を令和4年度から令和12年度に変更した。

また、令和5年10月に変更した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」において、効率的かつ安定的な農業経営の指標に、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標を県に準じて追記した。

本整備計画のマスタープランにおいて、両構想の上記変更箇所を引用していることから、整合を図るため変更を行うもの。

変更の詳細は、別添の新旧対照表のとおり。

## 2 農用地利用計画の変更

## (1) 編入

付図番号	編入箇所 (大字, 字, 地番)	農用地区域への編入理由	編入面積 (登記簿地目)	編入後の用途区分

## (2) 除外

付図番号	除外箇所 (大字, 字, 地番)	除外前の用途区分	農用地区域からの除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後の用途

## (3) 用途変更

付図番号	変更箇所 (大字, 字, 地番等)	変更前の用途区分	用途変更の理由	変更面積 (登記簿地目)	変更後の用途

## 3 マスタープランの変更

変更する事項	変更理由	備考
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	本市が定める「新潟市農業構想」「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」との整合を図るため。	変更の詳細は、別添の新旧対照表のとおり。